

館山市ごみ搬出場所設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ搬出場所の設置等に関し必要な基準を定めることにより、一般廃棄物の安全かつ効率的な収集運搬並びに地域の生活環境の保全を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ搬出場所 一般家庭から排出されるごみを集積し、市が収集する場所をいう。
- (2) 自治会等 町内会、区、班及びその他一定の地域区画に居住する世帯が、その区域内で生じる地域課題に取り組むことを通じ、地域の管理に当たる任意団体をいう。
- (3) 分譲地等 宅地等開発事業により整備された分譲住宅地及び集合住宅をいう。
- (4) 利用者 自治会等又は分譲地等に居住する世帯でごみ搬出場所を利用、維持及び管理する地域住民の集まりをいう。
- (5) 届出者 利用者等を代表して市に対し意思を表示する者をいう。
- (6) 設置等 ごみ搬出場所の設置、移動、変更又は廃止をいう。

(設置等の基準)

第3条 ごみ搬出場所の設置等をする場合、次に掲げる事項に適合していなければならない。ただし、分譲地等の開発事業者及び集合住宅賃貸事業者等（以下、開発事業者等と呼ぶ）が設置等を行う場合、第4条に掲げる事項にも適合していなければならない。

- (1) 当該ごみ搬出場所に係る利用者の総意であること。
- (2) ごみ搬出場所の設置等を行う土地及び隣接する土地の所有者又は管理者の承諾を得ていること。
- (3) 収集作業を安全で効率的に行うことができる場所であること。
- (4) 収集車両が通り抜けできる道路に隣接する場所であること。ただし、やむを得ず通り抜けできない道路に隣接する場所の場合は、収集車両が容易に転回又は方向転換ができること。
- (5) 一箇所につき利用者世帯数が10世帯以上であること。ただし、利用者世帯数が10世帯に満たない場合は市長と協議による。
- (6) 交通等の支障がないこと。
- (7) ごみ搬出場所の清掃等を行い、適切な維持管理ができること。
- (8) 館山市内であること。

(分譲地等の開発事業者等による設置等の基準)

第4条 分譲地等の開発事業者等がごみ搬出場所の設置等をする場合、第3条のほか、次に掲げる事項に適合していなければならない。

- (1) 当該分譲地等の敷地内であること。やむを得ず敷地内に設置等ができない場合は、分譲地等の開発事業者等の責任で場所を確保すること。
- (2) 利用予定世帯の半数程度が居住を開始する見込みであること。
- (3) 分譲地等の開発事業者等から、分譲地等の入居者に対し、ごみ搬出場所の位置、利用方法等を説明すること。

(設置等の届出)

第5条 ごみ搬出場所の設置等をする場合、届出者は「ごみ搬出場所(設置・移動・廃止)届(別記様式)」にごみ搬出場所の位置図を添付したもの(以下「届出書」という)を市長に届け出なければならない。なお、届出者は、当該設置に精通する者とし、不動産関連業者等の担当者によることもできる。

(設置等の承認及び収集の開始)

第6条 市長は第5条により提出された届出書の内容を審査し、設置、移動並びに変更の場合、円滑な収集に支障がないと判断した場合は収集を開始し、廃止の場合、当該ごみ搬出場所の収集を終了する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に存するごみ搬出場所については、当要綱により承認されたものとみなす。